

令和6年3月7日

市政記者クラブ 様

観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課  
担当 谷、中村 電話：972-3171

あいちトリエンナーレ 2019 に係る負担金交付請求上告事件及び上告受理申立事件に関する  
最高裁判所の決定について

本件訴訟は、あいちトリエンナーレ実行委員会（会長：大村秀章愛知県知事）より、あいちトリエンナーレ 2019 に係る本市負担金について、不交付分 3,380 万円余の支払いを求める訴訟が提起され、係争中でありましたが、本日、最高裁判所の決定がありましたので、お知らせいたします。

記

1 本件訴訟

- (1) 事件名：あいちトリエンナーレ 2019 に係る負担金交付請求上告事件及び上告受理申立事件
- (2) 上告人兼申立人：名古屋市
- (3) 被上告人兼相手方：あいちトリエンナーレ実行委員会
- (4) 内 容：あいちトリエンナーレ 2019 に係る負担金交付請求控訴事件について、令和4年12月2日に言い渡された名古屋高等裁判所の判決に対し、不服として上告の提起及び上告受理の申立てをしたもの。
- (5) 訴訟の経過：

令和4年 5月 25日	第一審判決（本市敗訴）
30日	控訴状提出
12月 6日	控訴審判決（本市敗訴）
16日	上告状兼上告受理申立書提出
令和5年 1月 13日	負担金及び遅延損害金支払い (計 39,275,145 円 内訳：負担金 33,802,000 円、遅延損害金 5,473,145 円)
3月 7日	上告理由書及び上告受理申立理由書提出
令和6年 3月 6日	上告棄却決定及び上告受理申立ての不受理決定

2 決定日

令和6年3月6日（水）（本市文書到達日：令和6年3月7日）

3 主文【本市敗訴】

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。